

和歌山信愛女子短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び和歌山信愛女子短期大学学則(以下「学則」という。)第17条の規定に基づき、和歌山信愛女子短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

短期大学士(生活文化学)

短期大学士(栄 養)

短期大学士(幼 児 教 育)

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第17条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「和歌山信愛女子短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第7条 本規定の改正は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附則

この規定は、平成18年2月1日から施行する。

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。